

## 指定管理者の選定評価について



## 指定管理者の選定評価について

### ○ 指定管理料提案額の評価について

選定評価は、価格評価とサービス水準等の評価（価格以外の項目の評価）を併せた全体の評価点で行う。

価格評価は、標準的な配点を全体の5割として、以下の考え方に沿って、必要に応じて全体の2割の範囲で配点を増減し、評価することとする。

#### (1) 価格評価の割合を増やす場合

一般的に、管理運営の手法やノウハウの差によって、提供されるサービスの水準が変動する余地が少なくと考えられ、運営経費（指定管理料）を重視する施設。

#### (2) 価格評価の割合を減らす場合

価格面よりも提供されるサービスを重視し、その質や内容を十分に評価することが、公的責任の確保にとって重要と考えられる施設。

#### <価格評価点の算出>

価格評価点は、市が示す指定管理料提示額を上限額とし、原則その70%を履行確保の確認を要する額として設定し、価格評価点の最高点とする。履行確保の確認を要する額以下の提案額については、その提案額の現実性を確認した上で有効とし、評価点は一律とする。

$$\text{○ 価格評価点} = \text{履行確保の確認を要する額} \div \text{提案額} \times \text{価格評価への配点}$$

(例) 価格評価への配点が50点、市提示額が1,000万円、提案額が900万円の場合

$$\begin{aligned} \text{価格評価点} &= (1,000 \text{万円} \times 70\%) \div 900 \text{万円} \times 50 \text{点} \\ &= 38.88 \text{点} \end{aligned}$$